

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表)/ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表)/ファクシミリ 03-3568-7245

2006 新春号

2006年 1月発行 第41号



新年明けましておめでとうございます。旧年中は皆様方のご厚誼を賜り、有り難うございました。

日本経済は漸く明るい萌芽が見えてきました。それが本格的な回復基調になるためには、構造改革の具体化が進展しなければなりません。司法の世界でも制度改革の具体的な実施が目白押しに続いています。5月には新会社法が施行されますし、10月からは全国的規模で日本司法支援センターが発足することになります。

当事務所も社会経済状況の変革に対応し、執務体勢をより充実していく所存です。昨年末には、当事務所の弁護士が編纂・執筆しました「一問一答 新会社法と金融実務」(金融財政事情研究会刊) 事務所の有志弁護士が参画・執筆しました「TAX&LAW事業再生の実務」(第一法規刊) 所長が監修しました「融資管理」(金融財政事情研究会刊) 先相次いで発刊いたしました。

また、現在、財務省、金融庁に出向している弁護士も各々の分野で活躍しておりますし、アメリカに留学している2名の弁護士も、ロースクールを修了すると共にニューヨーク州司法試験に合格、現在アメリカの法律事務所で執務しておりますが、本年8月には予定していた留学期間を満了し、当事務所の戦列に復帰する予定です。また、2年間中国に留学し中国法実務について研鑽をつんできた小林幹雄弁護士も昨年事務所に復帰し、中国法務案件の主任として活躍しています。

なお、当事務所に、中国律師(弁護士)柳毅君、ドイツの司法修習生荒関美智子さんを研修生として迎えておりますので、私ども同様ご厚誼のほどお願い申し上げます。

本年も皆様にとって輝かしい年であますよう祈念しております。

弁護士法人中央総合法律事務所
所長弁護士 中務 嗣治郎

弁護士 中務 嗣治郎

弁護士 岩城 本臣

弁護士 森 真二

弁護士 加藤 幸江

弁護士 村野 譲二

弁護士 安保 智勇

弁護士 浅井 隆彦

弁護士 中光 弘

弁護士 中務 正裕

弁護士 村上 創

弁護士 小林 章博

弁護士 中務 尚子

弁護士 錦野 裕宗

弁護士 鈴木 秋夫

弁護士 小林 幹雄

弁護士 三浦 章生

弁護士 近藤 恭子

弁護士 藤井 康弘

弁護士 國吉 雅男

弁護士 瀧川 佳昌

弁護士 衛藤 祐樹

弁護士 金澤 浩志

弁護士 中野 清登

弁護士 福栄 泰三

弁護士 川口 富男

弁護士 岡村 旦

中国律師 柳 毅 大阪大学大学院国際公共政策研究科研究生
研修生

法務第一部長 寺本 栄

法務第二部長 角口 猛



弁護士

小林 章博

(こばやし・あきひろ)

出身大学

京都大学法学部

経歴

1999年4月

最高裁判所司法研修所修了

51期

大阪弁護士会登録

(中央総合法律事務所入所)

取扱業務

会社法務、民事法務、

商事法務、家事相続法務法務

新会社法 既存の株式会社 有限会社に与える影響

弁護士 小林 章博

第1 はじめに

平成18年(2006年)6月1日から新しい会社法が施行される予定です。新しい会社法の概要について、事務所ニュース39号ですすでにご紹介させていただきましたが、既存の株式会社、有限会社にも適用される法律であるという点で皆様のご関心も高く、個別のご相談も日増しに多くなっているような状況です。そこで、当事務所ではさる平成17年10月17日「新会社法セミナー」を開催いたしました(セミナーの様態については後述させていただきます)。ここでは、新会社法セミナーでのご質問や日頃ご相談の多い経過措置について解説させていただきます(なお、以下で引用する条文は特段の記載がない限り「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる整備法の条文です。)

第2 現在ある株式会社はどうなるのか?

既存の株式会社については、会社法施行日以後は、会社法の規定による株式会社として存続することになります(66条1項)。会社法では定款自治の拡大や登記事項の変更がなされていますので、経過措置として次のようなものが定められています。

1 定款の記載に関する経過措置

既存の株式会社の定款には、次のような定めがあるものとみなされます。

「取締役会」及び「監査役」を置く旨の定め(76条2項)

現在、株式譲渡制限の規定をおいている会社は、発行する全部の株式の内容として当該株式会社の承認を要する旨の定め(同3項)

会社法施行日時点で株券を廃止していない会社は、「株券を発行する旨」の定め(同4項)

大会社については、「監査役会」及び「会計監査人」を置く旨の定め(52条)

小会社の監査役の特権は、会計監査に限定する旨の定款の定め(53条)

2 登記に関する経過措置

以下のとおり会社法施行日に登記がなされたものとみなされ登記官が職権で登記する事項(つまり自ら登記する必要はありません。)と、自ら登記しなければならない事項とがあります。

(1)登記がされたものとみなされ、登記官が職権で登

記する事項(113条2項乃至4項、136条12号)

取締役会設置会社である旨

監査役設置会社である旨

株券発行会社である旨(現在株券を廃止していない会社のみ)

(2)会社法施行日から6ヶ月以内に登記しなければならない事項

代表的なものが以下の及びですが、これ以外にも旧商法175条第2項第4号の4から6号(注:数種の株式に関する規定)の登記がある場合等についても会社法施行日から6ヶ月以内に一定の事項の登記が必要とされています(113条5項)。なお、これらの登記を怠った場合には過料の制裁があります(61条5項等)。

監査役会設置会社の場合(61条3項1号)

ア)監査役会設置会社である旨

イ)監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨

会計監査人設置会社の場合(61条3項2号)

ア)会計監査人設置会社である旨

イ)会計監査人の氏名又は名称

3 役員任期に関する経過措置

新会社法が施行された時点で取締役又は監査役である方の任期は「従前の例による」、すなわち、選任された当時に予定されている任期の満了までとなります(95条)。ただし、例外的に例えば株式の譲渡制限の規定を廃止する定款の変更をしたような場合には取締役や監査役の任期は終了します(会社法332条4項3号、同336条4項4号)。

4 計算、利益配当に関する経過措置

商法ないし会社法に基づき作成する必要がある計算書類等や利益配当の方法については、次のような経過措置がありますので、会社法施行日(平成18年5月1日)以前に到来した決算期(例えば平成18年3月末決算)については、現在の商法に基づいた手続を行えばよいことになります。

(1)計算に関する経過措置(99条)

施行日前に到来した最終の決算期(直前決算期)にかかる旧商法281条1項各号に掲げるもの及びこれらの付属明細書の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

(2)利益の配当に関する経過措置(100条)

直前決算期以前の決算期に係る剰余金の配当については、なお従前の例による。

第3 現在ある有限会社はどうなるのか?

会社法の施行により、有限会社法は廃止されます(1条)。その結果、既存の有限会社は、法律적으로는、会社法の規定が適用される株式会社として存続することになります(2条1項)。ただし、会社法の規定の適用に関して、次の二つの選択肢があります。

1 選択肢1・・・特例有限会社として存続する。

1つは、そのまま商号中に「有限会社」という文字の使用を継続することにより、現在の有限会社と同様の規律で会社法の特則の適用を受けることができます。このような形で存続する有限会社を「特例有限会社」と呼びます(3条2項)。なお、現在のところ「特例有限会社」として存続できる期間について制限はありません。

2 選択肢2・・・株式会社への移行する。

もう1つは、商号中の「有限会社」という文字を「株式会社」へ商号変更することにより、会社法の規定が全面的に適用される株式会社へ移行することです(45条)。なお、具体的な登記手続きとしては、有限会社については解散の登記、商号変更後の株式会社については設立の登記が必要となります(46条)。

3 特例有限会社の特徴

特例有限会社には、次のような特徴があります。

特例有限会社の取締役には任期がありません。監査役が設置されている場合の監査役にも任期はありません(18条)

特例有限会社については、決算公告に関する規定は適用されません(28条)。

大会社に該当する場合であっても、会計監査人の設置は強制されません(17条2項)。

株主総会の特別決議の要件がかかります。具体的には、総株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)であって、当該株主の議決権の4分の3以上の多数による賛成となります(14条3項)。

4 どちらを選択すればよいか

「有限会社」より「株式会社」のほうが対外的信用が高くなるという考え方もありますが、一方で、特例有限会社には取締役の任期や決算公告義務等の点で、通常の株式会社にはないメリットがあるとされています。いったん株式会社へ移行してしまうと、その後特例有限会社に戻ることはできません。株式会社へ移行するか否かは十分に検討した上で手続きをすすめられたほうがよいと思われます。

【会社法セミナーのご報告】

去る平成17年10月17日、ホテルヒルトン大阪金の間において会社法セミナーを開催いたしました。顧問会社の方々を中心に150名を超える方にご出席頂き、岩城本臣弁護士が「内部統制システムについて」、小林章博弁護士が「新会社法の概要」「新会社法に向けた対策」、のテーマで講演を行いました。講演終了後には質疑応答が行われ、盛会のうちに終了させていただきました。

今後も、新しく成立した法律や、皆様からのご質問が多い実務上の法律問題等をテーマとしたセミナーを開催し、皆様にとって必要かつ有益な情報をリアルタイムにご提供させていただき所存でございます。



高齢者雇用と労務管理(改正高齢者雇用安定法について)

弁護士 村野 譲二



弁護士
村野 譲二
(むらの・じょうじ)

出身大学
大阪大学法学部

経歴
1979年4月
最高裁判所司法研修所修了
(31期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
労働法務、民事法務、
会社法務、金融法務、
民衆対策法務、
家事相続法務、税務法務

1 改正の背景

少子高齢化の急速な進展や団塊の世代の大量定年時代を迎え、労働力人口は急激な減少を余儀なくされ、更に厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられるため、その空白期間を埋める目的で、平成16年6月11日、改正高齢者雇用安定法が成立しました。この改正に伴い、事業主には、平成18年4月1日から段階的に、65歳までの雇用確保措置の導入が義務付けられることになりました。

2 65歳までの雇用確保の義務化

平成18年4月1日から義務化される65歳までの雇用確保措置の概要は次のとおりです。

(1) 現行法は、定年は60歳を下回ることとはできないと定められていますが、いきなり5歳上げると企業にとっても負担となるため、平成25年4月1日の完全実施を目標として段階的な義務年齢が示されています。

平成18年4月1日～19年3月31日	62歳
平成19年4月1日～22年3月31日	63歳
平成22年4月1日～25年3月31日	64歳
平成25年4月1日～	65歳

(2) 雇用確保措置としては、次の3つの方法が定められており、そのいずれかの実施が原則的に義務付けられています。

定年年齢の引上げ
継続雇用制度の導入
定年の定め廃止

従って、各事業主が、業種や業態に応じ、人員構成、技能承継などの要素を考慮して最も適切な措置を講ずることになります。ただ、現実には「継続雇用制度の導入」を採用する企業が多いと思われます。

3 継続雇用制度の導入

(1) 継続雇用制度とは現に雇用している高年齢労働者が希望するときは、当該高年齢労働者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいいます(9条1項)。会社が、本人の希望にかかわらず、その必要性や裁量により採否を決める制度では、これに該当しません。しかし、今回の法改正では、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、それが無いときは過半数代表者との書面による協定により、継続雇用の対象となる高年齢者にかかる基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときには、継続雇用制度の導入の措置を講じたものとみなされることになります。この場合、従業員全員を対象としない継続雇用制度を設けることができますことになります。

(2) 基準については、意欲や能力等できる限り具体的に図るものであること(具体性)、必要とされる能力等が客観的に示されており、当該可能性を予見することができるものであること(客観性)に留意することが望ましいとされています。企業や上司等の主観的な選択ではなく、基準に該当するか否かを労働者が客観的に予見が可能で、該当の有無について紛争を招くことがないように配慮する必要があります。労使間で十分に話し合い、その企業に最もふさわしい基準を定めることとなります。

また、特例として、事業主が労使協定のために努力していたにもかかわらず、協議が調わないときは、大企業の場合は平成21年3月31日まで、中小企業(常時雇用する労働者数が300人以下)は同23年3月31日までは、就業規則に継続雇用制度の対象者の基準を定めることでもよいとされています。

(3) 延長後の労働条件については、従前の労働条件を維持する必要はありませんが、従前の労働条件を著しく下回り、労働者が継続雇用を希望しないようなものは違法とされる可能性があります。

(4) 高年齢者が雇用されていた企業以外の企業であっても、両者一体として一つの企業と考えられる場合であっても、65歳まで安定した雇用が確保されると認められる場合には、改正法が求める継続雇用制度に含まれると解されています。親子会社や関連会社間で継続雇用措置をとることも可能であり、この場合、(1)会社間に密接な関係があること(緊密性)(2)その会社において継続雇用を行うことを担保されていること(明確性)の2つの要件を総合的に勘案することになります。

雇用形態としては、在籍出向、転籍出向が一般的ですが、労働者派遣を利用することもできます。たとえば、60歳まで雇用していた社員を子会社の派遣会社に転籍させてそこから元の会社に派遣するということが可能となります。

なお、65歳までに雇用確保の措置をとらなかったことについての罰則は定められていません。しかし、措置を講じていない事業主に対しては、厚生労働大臣から指導、助言し、更に措置を講ずるよう勧告することができることになっています(10条)。



弁護士

中務 尚子
(なかつかさ・なおこ)

出身大学
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

経歴
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクール卒業
2005年8月
Leydig, Voit & Mayer
法律事務所勤務
2005年11月
ニューヨーク州司法試験
合格

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、知的所有権、家事相
続法務

留学報告

弁護士 中務 尚子

新年あけましておめでとうございます。
アメリカでの生活も2年目を迎えました。昨年夏、ノースウェスタン大学ロースクールの修士課程(LLM)を卒業し、現在はシカゴ市内の法律事務所に1年の予定で勤務しております。また、昨年7月にニューヨーク州司法試験を受験し、夫の中務正裕弁護士と子ども無事合格を果たし、こちらの弁護士資格を得ることができましたので、ご報告させていただきます。

私が現在籍を置きますLeydig, Voit & Mayer法律事務所は、特許のみならず、商標、著作権、不正競争防止法、これらに関連する訴訟案件など幅広く知的財産権全般を扱う、シカゴを本拠地とする老舗の法律事務所です。約80名の弁護士と約100名のスタッフを抱え、1893年創立という100年以上の歴史をもっています。中務正裕弁護士は、全米トップ10に挙げられる法律事務所、Kirkland & Ellis LLPにて、知的財産権、民事再生、企業法務を中心に執務しております。Kirkland & Ellisは、弁護士約1000名を擁する、いかにもアメリカ的な大ローファームであり、実践的な内部研修制度や極めて強力な訴訟弁護活動で有名です。今、知財戦略の時代と言われ、無体財産権が企業価値を高めるものであるとの視点を持ち、これをいかに戦略的に利用して収益につなげる経営をするかが重要視されています。アメリカにおいて日々、知的財産権の実務に携わっていると、日本企業を含む多くの企業において、

まさに知財を戦略部門と位置づけ活用し、強化していることがわかります。

ご承知のとおり、アメリカでは、陪審裁判制が採用されています。私は、当初、特許にかかわる裁判は、複雑かつ専門的な知識が必要であり、職業裁判官による日本の制度の方が優れていると考えていました。はっきり言えば、裁判の対象が半導体であったり、ソフトウェアであったり、あるいは訳がわからない複雑な化学式を持つ成分であったりする特許裁判は、陪審員には無理であろうと思っていたのです。しかし、実際に陪審裁判を目にし、12名の陪審員が長期にわたって拘束されるなか、毎日毎日、一生懸命、当事者の主張に耳を傾け、メモを取り、誠心誠意裁判を行おうとしている姿勢に感動を覚えました。アメリカは、その歴史から民主主義という言葉に極めて敏感であり、司法分野においても、民意による陪審裁判こそが基本であるとして、これに絶大な信頼を置いているのです。日本の司法制度改革においても、「法の支配がこの国の血となり肉となる」国民の真の司法参加が謳われ、2009年までに裁判員制度が始まります。大いに期待したいところです。

アメリカでの経験は、法律知識の研鑽のみならず、異なる思考方法、異なる視点、あるいは日本という国を外から捉える視点を培うように思います。今年の夏に帰国し、皆様とお会いすることを楽しみにしております。

留学生ご紹介



ドイツ司法修習生
荒関 美智子
(あらせき・みちこ)

この度司法修習生の身として、日本の法律事務所では3ヶ月間ですが大阪・東京で勉強させて頂ける機会をお与え下さり、深くお礼申し上げます。

主として、日本の労働法、国際民事法(例えば英法)等を学び、更に裁判所で各々の民事訴訟を実際に見学して、知識経験を積みたいと願っております。

私は当初バレリーナを志望。ロンドンのRoyal Academy of Dancingの最終試験を合格。ここでクラシックバレエ、モダンバレエ、ポーランド、ロシア及びハンガリーの民族舞踊等と各々マスターしました。

しかしバレリーナの寿命が短かすぎるとの理由で母に反対された為、国立パッサウ大学の法学部に入学して、独法と仏法(フランス法)の両方の学位を取得し、司法試験を現役で合格し、現在ドイツで司法修習中の身であります。



大阪大学大学院国際公共政策研究科研究生
弁護士法人中央総合法律事務所研修生
柳 毅
(リウ・イー)

新年明けましておめでとうございます。昨年5月から大阪大学に留学している柳毅(リウ・イー)です。私は中国上海市に生まれ、上海外国語大学を卒業後、2004年には中国の司法試験に合格しました。現在は大阪大学で研究を行いながら、弁護士法人中央総合法律事務所では研修生として日本の法律実務を学んでいます。

私の姓である「柳」は、中国においても至るところに見受けられる木で、決して珍しいものではありませんが、非常に柔軟で、強風を受けても上手にこれを受け流します。また、私の名前である「毅」は中国語で「毅然」、即ち意志が強く、物事に動じない様子を表します。今年もこれらの「柳」「毅」という漢字に負けぬように、柔軟、かつ常に毅然として日本での生活を過ごしたいと思っています。皆様、本年もどうぞ宜しくお願い致します。



弁護士
村上 創
(むらかみ・はじめ)

出身大学
京都大学法学部

経歴
1998年4月
最高裁判所司法研修所修了
50期
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

『内部通報制度』 弁護士法人中央総合法律事務所の役割、“業務の受託”

弁護士 村上 創

1 内部通報制度

内部通報制度とは、企業が、社内における法令違反その他不正行為の発生に関し、内部通報の仕組みを整備し、企業が内部通報者の保護を制度的に保証すると共に、通報対象事実を調査し、早期に不正行為の是正や適切な対応策を執り、もって企業のリスク管理と法令遵守を図る制度をいいます。

2 位置付け…内部統制システム

内部通報制度は、企業の内部統制システムのなかでコンプライアンス体制を維持するための重要な制度です。株主代表訴訟における裁判所の判断(神戸製鋼所事件、大和銀行ニューヨーク支店損失事件【大阪地裁H12.9.12判例タイムズ1047号86頁】)や平成18年5月施行予定の新会社法によって、企業の取締役に対し、内部統制システムの構築が法的責任として課されています。内部通報制度も内部統制システムの構成要素としてその導入が法的に求められているものと考えべきです。

平成18年4月施行予定の公益通報者保護法も内部通報制度の整備を促進させる内容となっていることから、企業の取締役には同法施行までに内部通報制度を整備しなければならない経営責任があるといえるでしょう。

3 内部通報者制度の設計

(1) 通報受理窓口

内部通報の受理窓口を設置することが必要です。窓口受理者は企業内スタッフではなく、弁護士等社外の第三者に委嘱するのが相当です。通報者の不安を払拭することで、不正事実の情報が探知されずに推移したり、外部へ内部告発することを回避することができます。

(2) 通報者の保護の制度的保証

公益通報者保護法は通報者の保護をその目的としていますが、通報者が内部通報によって不利益な取扱いを受けないことを明記した社内規程も制定すべきです。

(3) 規程の整備と制度の開示

内部通報した場合、受理窓口からどのような手続で調査され、どのように対応されるのかの仕組みを明確にして全従業員に開示しておくことで、通報者の不安を払拭することができます。

(4) コンプライアンス委員会

内部通報された情報に基づき事実関係を調査し、判明した事実関係に基づきどのような措置を行うのかを審議する機関を設置することが必要となります。当該機関は代表取締役もしくは取締役会の諮問機関としての位置付けが相当であって、その構成メンバーも、内部通報の窓口として弁護士が受理者となる場合には当該弁護士を選任する等社外委員を構成メンバーに含めるのが望ましいでしょう。

(5) その他、内部通報制度を有効に機能させるために、通報者の匿名性確保、内部通報前置主義の徹底、一般相談窓口との併用等が求められています。

4 当事務所の役割“業務の受託”

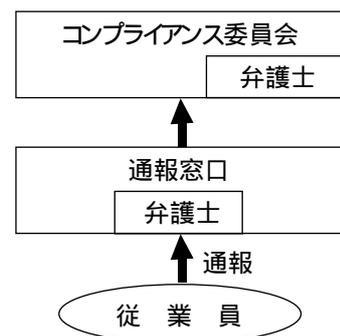
当事務所では、クライアントの皆様が内部統制システム構築プロジェクトに関するご相談に対応しておりますが、更に個別적으로는、内部通報制度の整備維持において、クライアントの皆様から以下の業務の受託をしております。

(1) 内部通報の窓口の受理者としての業務

通報先として、当事務所内に電話番号及びEメールアドレスを設置し、従業員に開示します。内部通報を受理すれば、所定の報告書を作成し、コンプライアンス委員会へ提出します。

(2) コンプライアンス委員会の社外委員としての業務 コンプライアンス委員会へ出席し意見を述べます。コンプライアンス委員会の委託により、個別案件につき事実調査を行うこともあります。併せて、判明した事実関係に基づく鑑定意見書を作成することもあります。

既に、当事務所としては、業務委託契約書を用意し活用しています。具体的な内容や実際の運営の詳細等については遠慮なくご質問ください。





弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部
経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

現在
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務、
行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 16

人を育てる

裁判官には転勤がつきものです。新任地に転居して、すぐに必要になるものの一つに理髪があります。気に入っている行きつけの理容店から離れなければならないのは、転勤族の宿命なのですが、私が転居してすぐにすることの一つが、良い理容店を探すことでした。納まりのよい理髪をして外観を整えておくことも仕事の一部ですし、良い理容店を持つことはその地になじむ重要な要素になるではありませんか。住まいに近いところから始めて、一軒ずつ試していくのです。

大阪に来て、そうして探した何軒目かの店にS理容店(天神橋2丁目北)がありました。普通のたたずまいの店でしたが、清潔感にあふれ、クラシック音楽が流れ、なにより若い店員が私語もなくきびきび働いていますし、手の空いた者はいつもSさんの理髪ぶりを後ろでじっと見つめているのです。私語が禁止されているのではなく、私語するひまがないのでしょう。店員というより弟子の姿です。ですから店にはピンとした緊張感がただよっています。

Sさんの腕前も、競技会の優勝は数知れず、日本一になったこともあるというもので、優れたものだということがすぐに分かりましたし、ホスピタリティも一流、それでいて料金は普通でしたので、私の理容店遍歴もS店でぴたりと終わったのは当然です。Sさんの理髪を受けると、仕上がりのバランスがよいためなのでしょうが頭が軽くなったように感じます。理髪直後でも理髪したてと見えず、そのくせ長持ちするのです。カットのSとして有名だそうです。

聞けば、店員はほとんど理容店の二代目、三代目で、親に勧められて修業にきている人ばかり、親子二代にわたる弟子もいるそうです。Sさんも奥さんも、若い人を預かり私生活も含めてきっちり育てるといふ実践をしています。

理髪の間必ず幸せな時間を過ごせ、その幸せの予後効がその日一日続くのが良い理容店だと言いますが、S店はもちろんそういう店です。以来30年くらい通っていますが、理容水準は高いままで、弟子もどんどん育っています。

果たせるかなSさんはその後卓越した技能者として労働大臣から現代の名工に選ばれましたし、黄綬褒章も受章しました。理容技術による黄綬褒章は、Sさんが本邦最初だということです。見る人はいるものだと言ったもので、納得したものです。

宮本輝の小説「花の降る午後」に、フランスで超一流のシェフに学んだ料理人が、当時先生に「どうやったら、一流の料理人になれるのか」と聞いたところ、先生は「いともあさざ」と「才能。努力。愛情。そして、自分よりすばらしい料理人を育てようとする実践だ」と答えた、というくだりがあります。

才能、努力は当然のことでしょう。愛情も料理という性質上そんなものと納得できます。しかし

自分よりすばらしい後進を育てる意欲と実践が重要な要件とされているところは、ちょっと驚きです。これだと、一匹狼的な、気むずかしい職人型名人は「一流の料理人」にはなれないことになります。なぜこのようなことが重視されるのでしょうか。

京都には京料理で有名な店が沢山ありますが、手軽で、料理の出るタイミングがよく、料理人が立ち働くのを見るのも楽しいので、私は(腰掛け)割烹店を好んでいます。そして経験で割り出した私の判別法は、いつも若い弟子が何人か居て、学ぶ姿勢で意欲的に立ち働いている店は間違いなく良いが、名は高くても若い弟子が居ない店、若い店員は居ても学ぶ姿勢のない、つまり働いているだけの店の味や勢いは「ま一つ」というものです。若い弟子が暇を見つけては大根のかつまむきなどの練習をしているようなところは、それこそ間違いがなく、そうした店の刺身には「みごとなけん」がつけられています。

弟子が集まり店にも後進の育成に熱意のあるところは、なにかにつけて新鮮味と張りがあるものです。こうした店では料理人は、客のためにも後進のためにも常に最高の料理を実践することになるでしょう。その繰り返しが料理人の感覚と腕の水準を保ち、さらに磨くことになるのでしょうか。ついには「一流の料理人」になることでしょうか。

理容師Sさんが一流の理容師であり続け、おそらく間違いなく成長を重ねているらしいのは、腕前や心がけもさることながら、料理人と同じく、ずうっと熱意をもって良い後進を育て続けてきたためだといえるのかもかもしれません。

しかしこうしたことは芸術家には当てはまらないでしょう。自分よりすぐれた芸術家を育てる意欲をもって芸術実践をしなければ一流の芸術家になれないなんて、矛盾です。この世界では才能と努力がすべてだと思います。

裁判官についてはどうでしょう。広く長く見ていると、裁判官にも、より良き後進を育てようとする自然な意欲の強い人と必ずしもそうではない人がいますが、どうやら前者の方が、日々の仕事に配慮があり、人間性も豊かになっていくように思います。仕事の場面で後進の指導のために、よりよい実務を見せるという実践が続くためでしょうか。裁判官としてもより豊かに成長して、おのずから困難な事件の多い大庁の裁判長や重い職務に就くことになるように思います。情けは人のためならず、ということでしょうか。

このようにみると、裁判官は芸術家ではなく、職人の部類に入ることになりそうです。そして実際のところ、裁判という仕事は、証拠を吟味し判決に至るといふその成立ちが、料理人の仕事に似ていると言えるではありませんか。



源泉徴収制度のあらまし

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

税理士 岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県四万十市

主な経歴
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税務署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

源泉徴収制度の意義
年末から年始にかけて税務関係として最も大切な実務は、源泉徴収に関する事務です。法人個人の各事業所においては、年末までに従業員に対する年末調整の事務があり、年始からは源泉徴収に関する源泉徴収票や支払調書を作成する事務があります。そして源泉徴収票などを、1月末までに所轄税務署に提出しなければなりません。

「源泉徴収制度」とは、給与、利子、配当、弁護士報酬などを支払う者が、その支払いの際に、その都度、所定の方法によって所得税を計算し、その支払金額から所得税額を差し引いて国に納付する制度です。

この制度によって徴収された所得税は、源泉分離課税とされている利子所得を除いて、給与に係る源泉徴収税額は年末調整によって、報酬、料金等に係る源泉徴収税額は確定申告によって精算される仕組となっています。

我が国の源泉徴収制度は、利子所得については明治32年から、給与所得については昭和15年から採用されるなど長い歴史を有しています。また源泉徴収制度は、下記「諸外国との比較表」のとおり、多くの国で採用されています。

源泉徴収義務者の事務

「源泉徴収義務者」つまり給与、報酬等を支払う企業や個人事業者は、現実に源泉徴収の対象となる給与等を支払う際に源泉徴収をします。そして給与等を支払った月の翌月10日までに源泉徴収をした所得税額を国に納付しなければなりません。

ただし納付の特例制度として、給与支給人数が常時10人未満である源泉徴収義務者については、特例制度の申請書を提出するこ

とによって、源泉徴収をした所得税を、年2回にまとめて納付することができます。

公的年金等に係る源泉徴収

公的年金等の所得区分は、それまで給与所得とされていましたが、昭和62年から雑所得に変更されています。また公的年金等は、通常の雑所得とは異なった所得金額の計算方法が採用されています。したがって「公的年金等に係る源泉徴収」は、その支払者がその支払の際に公的年金等に即した計算方法によって所得税を源泉徴収する仕組となっています。

公的年金に係る源泉徴収制度は、昨年の支払分から計算方法が大きく変更されたため、課税される人が極端に増加しています。また公的年金等の受給者については、給与所得のような年末調整が行われませんので、各人が確定申告をすることによって精算する必要があります。

年末調整の事務

給与所得者に対する所得税の納付の手続は、原則として年末調整によって完了することになっています。「年末調整」とは、源泉徴収義務者である給与支払者が、あらかじめ給与の支払時に一定の税額を源泉徴収し、その年の最後の給与支払時に過不足分を調整する仕組です。したがって給与所得者は年間の給与収入が2,000万円以上の人を除いて、原則として確定申告をしなくてもよいことになっています。

年末調整の制度は、企業における事務負担が大きいこと、また個人情報の保護が厳しくなったこと、加えて納税者が自己申告することによって税知識の育成を図る観点から、将来的にはアメリカのような個人による確定申告方式にするなど、税制調査会では廃止の方向で検討されています。

「諸外国との比較表」

	日本	イギリス	ドイツ	アメリカ	フランス
源泉徴収の有無	有り	有り	有り	有り	無し
年末調整の有無	有り	有り	有り	無し	無し
内容	最後の給与支払時に調整	支払いの都度調整する	翌年の3月までに調整	各人が確定申告を行う	
源泉徴収義務者の納付の時期	翌月10日以内 納期特例有り	課税月後14日 又は四半期毎	課税期間終了 後10日以内	四半期毎	

大阪事務所



弁護士法人
中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>

大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 浅井 隆彦
弁護士 中光 弘	弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 中務 尚子	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 小林 幹雄	弁護士 三浦 章生	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹
弁護士 金澤 浩志	弁護士 中野 清登	弁護士 福栄 泰三	弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 旦	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛